

学位論文要旨

学位論文題目 「満洲国」社会事業政策に関する研究
～日満総動員体制構築との関連性を中心に～

申請者氏名 郭 鑫 (GUO XIN)

いわゆる「満洲」(以下括弧を省略)地域では、日清・日露戦争から敗戦まで日本の約40年間にわたり植民地統治が行われた。「満洲国」を含む日中関係史研究は、日中双方の視点から把握する必要がある。そのためには、日中共同研究の手法を採る必要がある。

以上の観点を踏まえて、本論文においては、「満洲国」と日本国内における政治社会上の問題を比較しながら、当該期の「満洲国」社会事業政策と日本国内政治の動態変化を論証する。

「満洲国」社会事業政策の開始と展開過程を分析することによって、「満洲国」の総動員体制構築過程を明確にする。そして、植民地統治政策の一環として実施された社会事業政策は、「満洲国」総動員体制を支えていたという仮説を踏まえ、銃後における総動員体制のもう一つ側面から解析する。

本論文の研究目的は、第一、傀儡国家「満洲国」で実施された社会事業政策を分析することを通じて、新たな視点から当該期における植民地統治技術をトータルに把握することである。

第二に、「満洲国」社会事業政策の展開過程と日本国内政治変容との関わりを明確にする上で、「満洲国」社会事業政策が単なる日本国内社会事業政策の延長としてではなく、むしろ日本国内で実施された社会事業政策と相互に連動する関係を持っていたことを検証することである。

第三に、植民地統治システムの円滑化を意図する「満洲国」社会事業政策は、日本の「満洲経営」および「大陸政策」の一環として位置づけられている。日本国内の国防国家化を先んじて、日本国外での一大拠点を構築しようとした。すなわち、銃後における「満洲国」社会事業政策が総力戦国家日本のモデルであり、「満洲国」総動員体制構築を支えていたことを論述することである。

それでは各章の内容と目的については以下の通りである。

第一章では、まず日本帝国は満洲地域における資源の安定的確保するために、当該地の社会秩序の安定化を社会事業政策の目的であったことを論証する。具体的に第一次世界大戦後の世界情勢及び満洲地域で活発になった反日・反帝国主義運動の出現を背景として、日本政府のそれに対応する満蒙政策を取り上げていく。

そして、日本国内政治と関連して、政友会が提唱した対満蒙経営政策と関東軍など軍部エリート層が提唱した対満蒙領有計画との間に生じた矛盾の実際を分析し、「満洲国」の高度国防国家構築への歩みを分析する。その分析を通して、当該地における旧型植民地統治方式から新型植民地統治方式への転換であったことを確認する。

最後に、「満洲国」で実施された総動員体制が日本の総動員体制と軌を一にしている点を強調し、傀儡国家あるいは植民地で行われていた社会事業政策が、総動員政策を円滑的に施行する役割を果たしていたことを論述する。

第二章では、「満洲国」社会事業政策を分析する前に、植民地である関東州及び満鉄附属地で行われていた社会事業政策の具体例を挙げながら確認する。すなわち、中国固有の社会事業と転用された日本の社会事業との関係を明確しつつ、植民地で実施された社会事業政策の目的と役割を論述する。

満洲地域に展開されている日本側の社会事業政策が、実際に満洲経営上において不可欠な

事業として役割を果たしたことと同時に、総動員体制をも支えたこと論述する。すなわち、高度国防国家「満洲国」と日本の総力戦国家構築との関連を明確にしたいのである。

また、満洲地域における社会事業政策の実態を追究し、満洲経営をめぐる対立と妥協の過程も分析する。第一次世界大戦の衝撃を受け、日本総動員体制構築の動きとその行き詰まりを分析し、陸軍が主導する総動員体制構築が、「満洲国」で構築されようとした「満洲国」総動員体制モデルであったことを論証する。

第三章では、「満洲国」で実施されていた社会事業政策は、社会教化と民衆監視を目的とするものであり、植民地統治技術の一環として機能したことを別の視角から、社会事業政策を立体的に把握する。

具体的に「満洲国」国内における安定や秩序維持のために、中国固有の保甲制度と日本から移植された方面委員制度を通じて、「満洲国」社会事業政策が極めて重要な目標となったことを論述する。

それを踏まえ、「王道楽土」「五族協和」をスローガンとする理想国家と異なる動員・監視社会の実態を論述することによって、傀儡国家である「満洲国」の実像に迫っていく。すなわち、中国固有の保甲・義倉制度と日本から移植された方面委員制度が実施されることによって、「満洲国」を動員・監視社会に転身させたのである。

第四章では、傀儡国家「満洲国」の実態を軍事援護事業と民衆動員事業の側面から分析し、建国前から施行された両事業の役割と目的を明確にする。「満洲国」社会事業政策は、日中全面戦争の深刻化と伴って変容し、当時の世界情勢下に置かれた日本の内外事情も反映させる。

そして、「満洲国」社会事業政策の変容過程を確認した上で、こうした社会事業政策の役割の変容は、最終的に「満洲国」が総力戦国家への対応と準備に結果し、さらに日本国内の総動員体制構築に資するものとなったことを論述する。

最後に、戦争が深刻化に陥っていくに伴い、「満洲国」社会事業政策の重点は、社会教化事業から軍事援護事業へ転換したことを明確にする。当該期における国際情勢や日本の総力戦国家構築に適応させるためでもある。

本論文の結論としては、主に以下の三点を上げておきたい。

第一に、「満洲国」社会事業政策は、植民地統治システムの中に重要かつ不可欠な位置に置かれ、社会秩序の安定と円滑に植民地統治を実施することを主な目的としていたことである。1920年代の政党政治時代においては、満鉄を中心とする満洲経営が行われ、社会事業政策も同時に施行されていた。しかし、日本国内の政治主導権握るために軍部（関東軍）は満州事変を起し、外地（「満洲国」）で軍部（関東軍）独自の総動員体制構築を推し進めたことである。「満洲国」社会事業政策の実施も、その総動員体制の枠組みに入れられ、植民地統治手段の一つに過ぎないと考えられることである。

第二に、「満洲国」社会事業政策を通じて、「日満不可分」の関係を明らかにし、「日満一体化」進行過程に重要な役割を果たし、新領土の開拓道具として用いて侵略戦争に備えていたことである。軍部（関東軍）はソ連の国民生産五ヵ年計画に模倣しつつ、「満洲国」社会事業政策を軍部の総動員計画にも連動させた。すなわち、植民地で実施された社会事業政策は、総力戦国家日本のモデルである高度国防国家「満洲国」構築を支え、「満洲国」総動員体制の一補助政策として存在していたことである。

第三に、日本総動員体制構築の実験場である「満洲国」において、社会事業政策は、「満洲国民」の平等性を推し進めるための政策であり、日本の総力戦国家構築を射程に据えつつ、実行されたものである。「満洲国」が大東亜共栄圏と言われる経済ブロックに置かれ、そこで実施された社会事業政策は、総力戦国家日本の銃後で総動員体制構築をカバーし、経済的に支援する機関としての役割を果たしていた。「満洲国」社会事業政策は、当該期の日本総動員構築過程における不可欠な存在として位置づけられ、銃後における総動員体制のもう一つ側面であることである。